

○国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則

〔平成16年4月1日
規則第126号〕

改正	平成16. 6. 24	16規則155	平成17. 2. 24	16規則202
	平成18. 4. 1	18規則48	平成19. 4. 1	19規則37
	平成20. 4. 1	20規則27	平成20. 8. 7	20規則77
	平成21. 1. 29	20規則122	平成21. 4. 1	21規則7
	平成21. 6. 26	21規則28	平成21. 12. 24	21規則58
	平成22. 10. 28	22規則54	平成23. 6. 23	23規則3
	平成24. 1. 26	23規則14	平成24. 6. 21	24規則5
	平成24. 10. 22	24規則34	平成24. 12. 27	24規則55
	平成25. 2. 28	24規則62	平成26. 3. 20	25規則49
	平成27. 3. 20	26規則113	平成28. 7. 28	28規則6
	平成28. 12. 15	28規則19	平成29. 3. 29	28規則65
	平成29. 10. 26	29規則15	平成31. 2. 21	30規則18
	令和3. 3. 18	2規則47	令和4. 3. 17	3規則57
	令和5. 3. 16	4規則75	令和6. 3. 28	5規則93
	令和6. 6. 3	6規則6	令和6. 6. 27	6規則7

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本学における教員の任期について定める。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて採用する教員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるところとする。

2 前項に定めるもののほか、助教の任期は5年（再任可。ただし、1回限りとし、任期は2年の範囲内とする。）とし、必要に応じて任期を定めないこともできるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国立大学法人埼玉大学テニュアトラック制に関する規則に基づき採用される教員の任期等については、同規則の定めるところによる。

(労働契約上の同意)

第3条 任期を定めて採用する場合には、あらかじめ、労働契約において当該採用される者の同意を別紙様式により得なければならない。

(任期の特例)

第4条 第2条に定める任期にかかわらず、任期の終期が、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（平成16年規則第110号）第21条に規定する定年退職日を超える場合は、当該定年退職日を任期の終期とする。

2 第2条第1項及び第2項に定める任期を定めて雇用する教員（別表（第2条第1項関係）中、任期に期日が定められている教員を除く。）が、任期（この項の規定により任期を延長した期間を除く。）の期間内に産前産後の特別休暇、育児休業又は介護休業（以下「休業等」という。）を取得した場合には、第2条第1

項及び第2項に定める任期にかかわらず、取得した休業等の期間の範囲内で任期を延長することができる。ただし、任期を延長する場合であっても、採用された日から通算した雇用期間は、再任の場合の任期を含めて10年を上限とする。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第2条別表に定める教育研究組織の名称及び対象となる職の最初の任期は、同表の任期にかかわらず、4年とする。

附 則 (平成16. 6. 24 16規則155)

この規則は、平成16年6月24日から施行し、施行日以降に採用される者に適用する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則48)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則37)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、施行日以降に採用される者に適用する。

2 この規則施行の際、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則により採用又は再任された教員の任期については、なお従前の例による。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則27)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7 20規則77)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「地域共同研究センター」を「地域オープンイノベーションセンター」に改める部分は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成21. 1. 29 20規則122)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成21. 4. 1 21規則7)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 6. 26 21規則28)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則の適用を受けて採用又は再任された教員については、改正後の規則の適用を受けて

採用又は再任されたものとみなす。

附 則（平成21.12.24 21規則58）

この規則は平成22年1月1日から施行する

附 則（平成22.10.28 22規則54）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23. 6.23 23規則3）

この規則は、平成23年8月1日から施行し、施行日以降に採用されるものに適用する。

附 則（平成24. 1.26 23規則14）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 6.21 24規則5）

この規則は、平成24年6月21日から施行する。

附 則（平成24.10.22 24規則34）

1 この規則は、平成24年10月22日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則の適用を受けて採用又は再任された教員については、改正後の規則の適用を受けて採用又は再任されたものとみなす。

附 則（平成24.12.27 24規則55）

この規則は、平成24年12月27日から施行する。

附 則（平成25. 2.28 24規則62）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則の適用を受けて採用又は再任された教員については、なお従前の例による。

附 則（平成26. 3.20 25規則49）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則の適用を受けて採用又は再任された教員については、なお従前の例による。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成25年4月1日以降に改正前の同項の適用を受けて採用された助教から適用する。

附 則（平成27. 3.20 26規則113）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 7.28 28規則6）

この規則は、平成28年7月28日から施行する。

附 則（平成28.12.15 28規則19）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項及

び第3項の規定は、改正前の国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則に基づき採用された現に在籍する教員についても適用し、施行日以前に既已取得した休業等の期間についても、任期の特例の申出を行うことができる。なお、平成25年3月31日以前に採用された現に在籍する教員については、第4条第2項中「採用された日」とあるのは「平成25年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則（平成29. 3.29 28規則65）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29.10.26 29規則15）

この規則は、平成29年10月26日から施行する。

附 則（平成31. 2.21 30規則18）

この規則は、平成31年2月21日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は、施行日以前に採用された現に在職する教員が既已取得した休業等の期間についても適用する。

附 則（令和3. 3.18 2規則47）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則57）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3.16 4規則75）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 3.28 5規則93）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 6. 3 6規則6）

この規則は、令和6年6月3日から施行する。

附 則（令和6. 6.27 6規則7）

この規則は、令和6年6月27日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
大学院人文社会科学研究所 研究部 （日本語教育センター担当）	助 教	5 年	再任不可	法第4条 第1項 第2号
大学院理工学研究科 研究部 環境社会基盤部門 構造・材料システム分野 （環境工学担当）	助 教	2 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第2号
基盤教育研究センター	准教授	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号
基盤教育研究センター （キャリア教育担当）	教 授	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号
基盤教育研究センター （特別教育プログラム・Global Youth担当）	准教授 助 教	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとし、任期 は3年とする。	法第4条 第1項 第1号
基盤教育研究センター （数理・データサイエンス・AIリテラシー教育担当）	教 授	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号
障がい学生支援室	准教授	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号
研究推進室 （国際連携等担当）	教 授	3 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号
オープンイノベーション センター	准教授 講 師	5 年	再任不可	法第4条 第1項 第1号
国際本部	教 授 准教授	5 年	再任可。 ただし、1回 限りとする。	法第4条 第1項 第1号

別紙様式

同 意 書

(元号) 年 月 日

埼玉大学長 殿

氏 名
(自 署)

私は、埼玉大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則第2条の規定に基づき、下記のと通りの任期により採用されることに同意します。

記

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日

注1 〇〇〇〇部分には、職名を記入する。

注2 再任の場合には、上記任期の期間の次に「(再任)」と明記する。